

第1章

三重県指定NPO法人制度の概要

- 1 三重県の制度の特徴
- 2 三重県指定NPO法人制度 指定基準
- 3 実績判定期間
- 4 欠格事由

第1章 三重県指定NPO法人制度の概要

三重県指定NPO法人制度は、NPO法と地方税法の改正（H23）を受けて、県内のNPO法人が寄附を受けて活動基盤を強化していくことを後押しするため、H25年に制定されました。

1 三重県の制度の特徴

(1) 指定基準

「県内に主たる事務所」、「寄附金充当事業の基準」、「公益性に関する基準」、「組織・運営に関する基準」の4つの大きなカテゴリーがあります。

(2) 「組織・運営に関する基準」

「組織・運営に関する基準」は、7項目の基準で設定されており、認定基準と同一です。

(3) 認定取得へ

NPO法によると、住所地の自治体の条例で、寄附金税額控除の対象であるとして個別に指定されたNPO法人は、認定基準（8項目）のうち1つ目の基準（PST基準）を満たす、とされています。

認定基準の残りの「組織・運営に関する基準」（7項目）は、(2)にもあるとおり、条例指定制度の「組織・運営に関する基準」と同一ですので、三重県の条例指定を受けていただくと、認定基準の「組織・運営に関する基準」を満たすことになり、認定基準全8項目に適合したことになります。

※認定NPO法人になるには、「PST基準」と7つの「組織・運営に関する基準」を満たす必要があります。7つの「組織・運営に関する基準」は、p3～4に記載の三重県指定NPO法人制度の指定基準と同じになります。

	認定NPO法人	三重県指定NPO法人
基準	3つのPST基準 ^{※1} のうち、いずれかを満たす ・総収入に占める寄附の割合が20%以上 ・年平均の寄附金が3,000円以上（ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上）の寄附者が100人以上 ・条例によるNPO法人の個別指定	①県内に主たる事務所 ②寄附金を充当する予定の事業の基準 ③公益性に関する基準
	7つの組織・運営に関する基準を満たす	④認定NPO法人制度と同一（組織・運営に関する基準）
更新までの期間	認定の日から5年間（5年ごとに更新）	認定NPO法人制度と同一
申請可能な法人	全てのNPO法人（ただし、設立後1年を超える期間を経過した法人のみ）	認定NPO法人制度と同一
税制優遇	<所得税> ① 個人が寄附をした場合の寄附金控除 ② 法人が寄附をした場合の損金算入限度枠の拡大 ③ 相続人が寄附をした場合の非課税 ④ 認定NPO法人自身のみなし寄附金 ⑤ 個人の現物資産寄附のみなし譲渡所得税の非課税（承認特例） <住民税> 個人の寄附の場合、寄附金控除	<所得税> なし <住民税> ^{※2} 県民税のみ 個人の寄附の場合、寄附金控除

※1 PST基準（パブリック・サポート・テスト）：広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準

※2 県指定は、県民税（4%）のみ控除対象になります。

2 三重県指定NPO法人制度 指定基準

	号	指定基準項目
住 所	1	県内に主たる事務所を有すること
寄附金 充当事業	2	寄附金を充当する予定の事業の内容が、NPO法人の活動分野（NPO法別表第1号から第19号まで、三重県条例第27条各号）の活動であって、次に掲げる基準に適合していること イ 定款の目的に適合した事業であること ロ 県内で実施される事業であること ハ 地域の課題の解決に資するものであること
公益性に関 する 基準	3	県民等に対して特定非営利活動に係る情報を提供した実績として、次に掲げる基準のいずれかに適合していること イ テレビ若しくはラジオ又は新聞若しくは雑誌その他これらに準ずる媒体を活用した情報提供の回数（年平均2回以上） ロ 申出者が開設したホームページ等により、特定非営利活動に係る情報（活動への参画方法又は参加方法が併せて提供されているものに限る）を提供した回数（年平均4回以上） ハ 県民等に配布し、又は閲覧させるため、申出者が発行する会報その他これに相当すると認められる印刷物を設置した施設（不特定多数の者が利用する施設に限る）の数（年平均5箇所以上） ニ 県民等を対象として主催したセミナー又はイベントにおいて情報提供した回数（年平均4回以上）
	4	県民等から支持されている実績又は他のNPO法人、地縁による団体、事業者その他の団体との連携若しくは協働の実績について次に掲げる基準のいずれかに適合していること イ 組織運営に係る活動又は県民等を対象として主催したセミナー若しくはイベントの運営に係るボランティア活動をした者の数（延べ年平均100人以上、かつ実人数が年平均10人以上） ロ 寄附を3,000円以上（ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上）した者の数（年平均50人以上） ハ 県民等を対象として主催したセミナー又はイベント等への一般参加者数（延べ年平均100人以上） ニ 他のNPO法人、地縁による団体、事業者その他の団体との連携又は協働により実施された事業の回数（年平均1回以上）
	5	地域の課題の解決に資するための活動として実施した実績が、次に掲げる基準のいずれかに適合していること（年6月以上の期間） イ 県内で継続的に実施した実績があると認められること ロ 県外で継続的に実施した実績があり、県内においても継続的に実施することが見込まれること
組織・ 運営に関 する 基準	6	事業活動において、右に示す共益的な活動が50%未満であること イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動 ロ 事業活動に伴う便益の及ぶ者が会員等特定の範囲の者である活動 ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動 ニ 特定の者の意に反した活動等

組織・ 運営に関 する 基準	7	運営組織および経 理が適切であるこ と	イ 役員のうち親族関係を有する者等人数÷役員の数 $\leq 1/3$ 役員のうち特定の法人の役員又は使用人等の人数÷役員の数 $\leq 1/3$
			ロ 各社員の表決権が平等であること
			ハ 公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか、帳簿及び書類を 備え付けて取引を記録し帳簿を保存していること
			ニ 適正な経理を行っていること
	8	事業活動の内容が 適正であること	イ 宗教活動、政治活動、特定の公職者等又は政党の推薦、支持又は反対 する活動をしていないこと
			ロ 役員、社員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと
			ハ 実績判定期間における特定非営利活動に係る事業費÷総事業費 $\geq 80\%$
			ニ 実績判定期間における受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事 業費に充てた額÷受入寄附金総額 $\geq 70\%$
	9	情報公開を適切に 行っている（閲覧す る）こと	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載 の部分を除いたもの）
			ロ 指定基準等に適合する旨・欠格事由に該当しない旨を説明する書類、 寄附金を充当した事業の内容に関する書類、役員報酬又は職員給与の支 給に関する規程、資金に関する事項・資産の譲渡等に関する事項・寄附 金に関する事項等を記載した書類、助成金支給により作成した書類の写 しなど
	10	三重県への事業報 告書等の提出	事業報告書等を毎事業年度1回、事業年度終了後3月7日以内に県へ提出 していること
	11	不正行為等	法令等違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと
12	設立後の経過期間	申出をする事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経 過していること	

3 実績判定期間

申出日の年度の直前に終了した事業年度の末日以前5年（指定をされたことがないNPO法人にあつては、2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます。

2（p3～4）の各指定基準は、次に掲げた期間、適合している必要があります。

指定基準	基準に適合しているべき期間
第1号・第2号	申出時から指定時までの期間
第7号・第8号イ及びロ・第9号・第10号・第11号	実績判定期間内の各事業年度と指定時までの期間
第3号・第4号・第5号・第6号・第8号ハ及びニ	実績判定期間の各事業年度

※なお、指定を受けた後、第1号・第2号・第7号・第8号イ及びロ・第9号・第10号・第11号に適合しなくなったときは、指定が取り消される場合があります。

4 欠格事由

項目	欠格事由の概要
(1) 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある	NPO法人の役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。 1 指定NPO法人が指定を取り消された場合において、当該取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該指定NPO法人の当該取消しの原因となった業務を行う理事であった者で、当該取消しの日から5年を経過しない者 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 3 NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法、三重県暴力団排除条例に違反したことにより、若しくは刑法第204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 4 暴力団の構成員等 ^(注2)
(2) 指定取消の日から5年を経過していない	指定を取り消され、当該取消しの日から5年を経過しないもの
(3) 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している	NPO法人の定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分違反しているもの
(4) 国税又は地方税の滞納処分を受けている	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの、又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していないもの ^(注3)
(5) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していない	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していないもの
(6) 次のいずれかに該当する	次のいずれかに該当するもの 1 暴力団 2 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

(注1)「刑法204条等」とは、刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条をいいます。

(注2)「暴力団の構成員等」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

(注3) 指定及び指定の更新の申出、合併の申出時には、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、次の納税証明書の添付が全て必要となります。窓口で交付を受ける際には、過去3か年の間に国税・県税・市区町村税の徴収金につき滞納処分を受けたことがない旨の納税証明書と申請してください。

※ 過去3ヵ年の間とは、発行日の前日以前3年間を指し、過去3事業年度ではありません。また、納税額の証明ではありませんので、ご注意ください。

- ① 主たる事務所が所在する所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」
- ② 主たる事務所が所在する関係都道府県知事から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書
- ③ 主たる事務所が所在する関係市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書

また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。

ただし、毎事業年度1回所轄庁に提出する役員報酬規程等提出書には、上記の納税証明書の添付は必要ありません。